

●香川県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年1月23日から同年2月13日まで一般の縦覧に供する。

平成21年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町長尾字松木571 番2地先から 仲多度郡まんのう町長尾字大石橋 598番地先まで	前	12.0~18.0	240	平成14年香川県 告示第818号で 変更した区域の 一部の供用開始 及び設計変更に 伴う一部区域の 見直し
	後	12.0~18.0	240	

- 4 供用開始の期日 平成21年1月23日